

参考

令和6年度

農振交 豊後高田市香々地地域直売所・レストラン(道の駅)施設
実施設計業務(プロポーザル委託設計仕様書)

豊後高田市

I 業務概要

1. 業務名称 農振交 豊後高田市香々地地域直売所・レストラン(道の駅)施設実施設計業務

2. 計画施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

(1)業務目的

地域経済の底上げを図るため新たな事業展開をすすめる拠点となる“ひと”を呼び、地域に“しごと”を生み出す中核的施設としての「道の駅」を整備する。地域経済の好循環の仕組みを構築し、地域の産業振興と雇用の創出、それにより定住・交流人口の増加を図ることを目的とする。

(2)施設名称：道の駅 かかぢ(仮称)

(3)計画の場所：豊後高田市香々地 3988-1 番地外

3. 設計と条件

(1)敷地の条件

a.敷地面積：約 5,479 m²(将来計画 6,244 m²)

b.用途地域及び地区指定

用途地域他：都市計画区域外 建ぺい率 — % 容積率 — %

防火地域：指定なし

(2)敷地周辺条件

a.周辺道路

北側：国道 213 号線(幅員 約 12.0m)

東側：農道 (幅員 約 3.0m)

南側：農道 (幅員 約 3.0m)

(3)施設の概要

一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与することを目的とした「休憩機能・情報発信機能・地域連携機能」を備えた施設とする。

a. 施設の床面積 約 960～1,560 m²程度

b. 種別・用途 直売所・レストラン、加工所、トイレ

c. 付帯施設・その他 受水槽、受変電設備、サイン塔、駐車スペース、電気機械設備室等

(4)施設の条件・構成

a.香々地直売所・レストラン棟

①鉄骨造又は大断面集成材を用いた構造等の柱の無い空間を確保できる構造とする。

②面積は付帯施設(機械室等)を含め、700～1,100 m²程度とする。

③要求室等は以下に示す

・産直スペース：地元食材等の販売を目的とした大空間とする

- ・物販スペース : 直売所(惣菜部), (精肉部), (鮮魚部)を各ブースとする
- ・飲食スペース : レストラン 40 席程度を想定(厨房含む)
- ・軽食コーナー : 建具により屋外に解放できるスペースとする。(テナント利用を想定)
- ・交流スペース : 子供遊び広場(ボルダリング等の施設)、情報コーナーなど
- ・ドッグラン : 屋根のある屋外スペースとする
- ・その他 : 事務室、倉庫、更衣室、機械室等の必要な部屋については適宜配置とする。

b.加工所棟

- ①鉄骨造等の作業に支障のない空間を確保できる構造とする。
- ②面積は付帯施設を含め、200～400 m²程度とする。
- ③加工所棟から直売所棟まで食材等の運搬が容易な配置計画とする
- ④要求室等は以下に示す
 - ・海産物加工スペース : 牡蠣や岬ガザミ等の加工を目的とする(洗浄、ボイル、冷凍、梱包等)
 - ・農産物加工スペース : ボタンボウフウ等の農産物加工を目的とする(洗浄、乾燥、梱包等)
 - ・惣菜加工スペース : 総菜の調理スペースとする
 - ・商品管理庫 : 商品の保管及び防災時の食糧保管も兼ねる
 - ・備品倉庫 : 施設内の備品の保管庫
 - ・その他 : 事務室、休憩室等の必要な室は、適宜配置する。

c.トイレ棟

- ①構造は問わない
- ②面積は 60 m²程度とする。
- ③要求室等は以下に示す
 - ・男子トイレ : 小便器 5 箇所、大便器 3 か所、手洗い 4 箇所、ペーパーシート 1 箇所
 - ・女子トイレ : 大便器 5 箇所、掃除SK1 箇所、手洗い 5 箇所、ペーパーシート 1 箇所
 - ・多目的トイレ : 大便器 1 箇所、オスメイト 1 箇所、オムツ替えベッド 1 箇所
 - ・その他 : 倉庫については、適宜配置する。

d.その他

- ①駐車場 30～50 台程度(身障者駐車スペース 2 台、電気自動車充電スペース 2 台含む)
- ②受水槽
- ③電気・機械室
- ④整備条件、利用者及び管理動線の想定などを行い、ゾーニングに基づいて建物を配置する。また、造成計画、給排水計画等について、別途契約の測量造成設計委託業者とすり合わせを行うこと
- ⑤計画の内容に応じて与条件の要求室、面積等に相違が出る場合は協議を行うこと
- ⑤外構配置については、別紙 1 別紙 2 参照

(5)整備にあたっての考え方

関係法令を遵守し、整備方針を踏まえた施設整備を行うものとする。

(6)総工事費について
6億円程度とする。

4. 業務期間 : 契約締結日から令和7年3月17日まで。

II 業務の遂行

1. 共通仕様書の適用

本仕様書に記載されていない事項については、大分県土木建築部が定める「設計業務等共通仕様書」(https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2220928_3979912_misc.pdf)「第1章総則」の規定を準用する。

なお、第1107条第3項 管理技術者の資格は、1級建築士とする。

第1109条 照査に規定する事項は、適用しない。

第1109条第2項 照査技術者の資格は、1級建築士とする。

2. 設計業務の遂行

(1)設計の打合せを行った時は速やかに打合せ記録簿を提出すること。

(2)大分県土木建築部が定める「建築(電気/機械設備)設計チェックリスト」を設計図面作成作業完了後に、「建築工事(電気/機械設備)積算チェックリスト」を積算作業完了後に、都市建築課に提出すること。ただし、建築設計においては、下記の各段階において各チェックリストの各編を提出することとする。

各段階	チェックリスト	
計画検討作業完了後	建築設計チェックリスト	設計計画編
詳細設計作業完了後	建築設計チェックリスト	詳細設計編
積算数量書作成後	建築工事積算チェックリスト	数量算出編
内訳数量書調書作成後	建築工事積算チェックリスト	内訳数量調書編 内訳数量編
工事費内訳書作成後	建築工事積算チェックリスト	工事費内訳書編

(3)業務計画書内の業務工程表に、チェックリストの(各編の)提出時期を明記すること。

(4)基本設計完了後、発注者の了承を得た後、実施設計に移行すること。

(5)工事概算費を10月までに算出し、発注者の承認を得ること。

(6)積算業務を再委託する場合は、建築積算士を活用すること。

(7)暴力団関係者等による不当介入の排除対策

受託者は、当該委託等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否すると

もに、発注者に報告し、かつ、警察に届出なければならない。なお、再委託業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

3.基本設計業務の内容及び範囲

(1)一般業務の範囲

一般業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添一第 1 項に掲げるものとし範囲は下記による。

a.基本設計

・総合・構造・電気設備・機械設備に関する標準業務一式(外構、植栽計画、給排水計画、雨水排水計画を含む)

(2)その他業務内容及び範囲

a.外構工事の基本設計

・敷地内舗装、敷地内植栽、サイン塔、フェンス等設計を行う。

b.イニシャルコストの低減及びランニングコストの低減計画書の作成

・建設に係るトータルコスト(イニシャルコスト、ランニングコスト)の低減について検討を行うほか、環境への配慮について省エネルギーにかかる計画書を作成する。

c.長期修繕計画の計画書の作成

・建設維持管理費を算出し、「建築物のライフサイクルコスト」(一般財団法人建築保全センター)を基に長期修繕計画の立案、計画書を作成する。

d.概算工事費の積算業務

・建築一式、電気設備、機械設備、受水槽、外構、さく井等の概算を算出する

e.関係法令等に基づく各種申請手続き業務

・諸官庁の申請等に係る事前相談・協議等を行う。

・関係法令等に基づき必要となる各種申請手続きの一切(手続きに関する各種検討図書の作成を含む。)を行う。(副本等の受領を含む。)

f.受水槽、電力の検討

・受水槽について、想定使用量を算出し、受水槽容量及び仕様を決定する。

・電気について、建物全体の電気容量を算出し、敷地内に設置する電柱又は地中埋設の検討を行い、九電と協議を行うこと。

g.透視図の作成業務

・基本設計の完了時には、敷地全体の鳥瞰図(1 枚)、各棟外観(2 枚)、各棟内観(2 枚)の透視図を提出する。

h.施工計画の検討作成

・概略工事工程表及び施工計画(仮設・工事施工方法等)の作成

i.その他

・受注者の技術提案事項により検討した成果を提出する。

(3)設計業務特記事項

a.製図方法

- ・用紙図面の大きさはA3判片綴じ製本を標準とし、原図の紙質は洋紙とする。
- ・寸法 メートル法。上記以外の図面の大きさを使用する場合は、協議すること。

b.設計

- ・建築基準法(昭和 25 年法律 201 号)その他関係の法規及び敷地実測図 , 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書【建築工事編, 電気設備工事編, 機械設備工事編】に適合するものであること。設計の内容は, 高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称バリアフリー新法)(平成 18 年法律第 91 号)及び大分県福祉のまちづくり条例(平成 7 年大分県条例第 7 号)に基づく基礎的、誘導的基準に適合すること。(高齢者・身体障害者等の利用に配慮した建築設計標準を参考とする。)

c.議事録の提出

- ・設計の実施に当たっては, 市の指示に従い, 設計に関して打合せた事項については, 必ず議事録を取り, 後日, 整理し提出すること。

d.提案

- ・提示・指示された業務以外で, 現地調査または設計時において必要と思われる事項については提案及び協議を行うこと。

e.耐震及び安全性

- ・耐震安全性の分類等について, 設計の実施に当たっては, 市の指示に従うこと。

f.図面

- ・原図は, 図面ファイルA3版に工事名・設計事務所名を表示して, 都市建築課に提出すること。(図面は CAD で作成し, データ(JWW・PDF)を提出すること。)

g.委託

- ・構造計算, 設備設計, 積算等の一部を外部委託する場合は, 建築士登録, 建築事務所登録が適正になされている資格者から選定すること。

h.検討

- ・設計に当たっては, 仕様, 使用材料, 構造方式(杭の選定根拠を含む), 設備方式, コスト施工技術等総合的に比較検討した資料及び設計趣旨(コンセプト)と外観色彩計画書を提出し, 市の承諾を得ること。

i.県産材の利用

- ・木材を使用する場合は, 大分県産材利用を検討すること。

j.リサイクル

- ・使用材料には, なるべくリサイクル製品の使用について検討すること。

k.コスト管理

- ・建設工事費については, 徹底したコスト管理に努めること。

1. 成果品の帰属

・本業務における成果はすべて市に帰属するものであり、類似の設計業務においても準用できるものとする。なお、成果品(CAD データ等)は、設計・工事施工・完成後の維持設計において無償で利用できるものとする。

(4) 設計業務の内容に係る注意事項

- a. 受注者は、仕様書に基づき提出した業務実施体制により、本業務を履行するとともに、実現に向けた検証を実施し、問題がある場合は改善策の提案を行うなど市の承諾を得て業務を遂行すること。
- b. 工事における騒音・振動・粉塵・地盤沈下及び前面道路の交通・安全等への対策を十分に検討し検討図書に取りまとめること。
- c. 現地調査においては、現況写真を撮影し、各種埋設状況や工作物、樹木の位置確認を行うこと。

4. 業務の実施

基本設計は、設計と条件及び官庁官繕の技術基準(国土交通省)に基づき行う。

5. 提出書類

提出書類の概要は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------|---------------|-------|
| (1) 図面(各設計図面) | A3版製本 | 5 部 |
| (2) 基本設計説明書 | A3版製本 | 10 部 |
| (3) 基本設計の概要仕様は協議による | 10 部及び CD-ROM | 1 枚 |
| (4) その他仕様は協議による | | 各 2 部 |
- ・概算工事費の積算資料(建築, 電気, 機械, 受水槽、外構等)
 - ・各種検討書, 提案書, 計画書等
 - ・透視図
 - ・関係機関との協議・手続き関係図書
 - ・概略工事工程表及び施工計画(仮設・工事施工方法等)
 - ・各種データ
 - ・各種技術資料
 - ・各種記録書 など
 - ・建築工事チェックリスト(計画編)
- | | | |
|----------|--------|-----|
| (5) データ類 | CD-ROM | 1 枚 |
|----------|--------|-----|
- ※上記書類等を書類用引き出し式ケースに入れて提出する。

6. 実施設計業務の内容及び範囲

(1) 設計方針

- ・建築基準法
- ・産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・再生資源の利用の促進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・労働安全衛生法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年6月26日付け企検第796号）
- ・公共建設工事における再生資材活用の当面の運用について（平成14年6月26日付け企検第797号）

(3) 設計図書等の作成

設計図書等の作成は以下の項目によるほか、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事設計図書作成要領」を標準として作成すること。

(4) 実施設計（○印の図書を作成する）

(4-1) 外構工事

(A) 図 面

a 測地図	縮尺	適宜
㉑ 敷地高低図	〃	〃
㉒ 外構一般図	〃	〃
㉓ 外構詳細図	〃	〃

(B) 仕様書及び設計書等

- ㉔ 仕様書作成
- ㉕ 積算数量書（駐車場合）
- ㉖ 設計書（工事費算出まで）
- ㉗ 設計資料（見積書、代価表等）

(4-2) 建築工事（仮設建築物を含む）

(A) 透視図（仮設建築物は不要）

- ㉘ 透視図（外観－3枚、内観－2枚、彩色）

(B) 意匠図

㉙ 付近見取図	縮尺	5000分の1
㉚ 配置図	〃	200分の1
㉛ 仕上表		—
㉜ 各階平面図	縮尺	100分の1
㉝ 立面図（4面以上）	〃	〃
㉞ 断面図（2面以上）	〃	〃
㉟ 屋根伏図	〃	〃
㊱ 天井伏図	〃	〃

① 矩計図	〃	30分の1
① 断面詳細図	〃	〃
㊀ 平面詳細図	〃	〃
① 展開図(各室、廊下等各4面)	〃	〃
㊀ 建具配置図	〃	100分の1
㊀ 建具表	〃	〃
㊀ 各部詳細図	〃	適宜
p 既設取合図	〃	〃
q 日影図	〃	100分の1

(仮設建築物は不要。建物高さの変更の場合は作図)

(C) 構造図

㊀ 基礎伏図	縮尺	100分の1
㊀ 杭伏図(必要な場合)	〃	〃
㊀ 各階床伏図	〃	〃
㊀ 軸組図	〃	〃
㊀ 小屋伏図	縮尺	100分の1
㊀ 構造詳細図	〃	適宜
㊀ 部材断面図	〃	〃
㊀ 架構配筋図	〃	〃
㊀ 鉄骨詳細図	〃	〃
j ブロック割付図	〃	〃
㊀ 工作物詳細図	〃	〃

(D) 構造計算書

- ㊀ 構造計算書(壁量計算、N値計算等)

(E) 仕様書及び設計書等

- ㊀ 特記仕様書作成
㊀ 積算数量書
㊀ 設計書(工事費算出まで)
㊀ 設計資料(見積書、代価表等)
㊀ 基礎杭比較検討表(必要な場合)
㊀ 建築、電気設備及び機械設備との調整
㊀ 省エネルギー計画書

(4-3) 電気設備工事

(A) 電力設備

㊀ 付近見取図及び区域図	縮尺	分の1
--------------	----	-----

b 既設設備図	〃	〃
㉓ 構内配電線路図	〃	〃
㉔ 引込線詳細図	〃	〃
㉕ 受配電設備図	〃	〃
㉖ 幹線系統図	〃	〃
㉗ 動力配線図	〃	〃
㉘ 電灯電熱配線図	〃	〃
㉙ 配分電制御盤詳細図	〃	〃
㉚ 照明器具及び機器姿図	〃	〃
㉛ 自家発電設備図	〃	〃
㉜ 避雷針設備図	〃	〃
m 特殊場所系統配線図	〃	〃
㉞ 特殊機械器具詳細図	〃	〃
o 特殊場所詳細図	〃	〃

(B) 通信・情報設備

㉟ 付近見取図及び区域図	縮尺	分の1
b 既設設備図	〃	〃
㊱ 構内配電線路図	〃	〃
㊲ 電話配線図	〃	〃
㊳ 構内交換設備図	〃	〃
㊴ 火災報知配線図(系統図を含む)	縮尺	分の1
㊵ 構内放送設備図(系統図を含む)	〃	〃
㊶ 電気時計設備図(系統図を含む)	〃	〃
㊷ テレビ共同受信設備図(系統図を含む)	〃	〃
㊸ インターホン設備図(系統図を含む)	〃	〃
㊹ 各種信号設備図(系統図を含む)	〃	〃

(C) 計算書

- ㊺ 設備容量計算書
- ㊻ 負担金概算書
- ㊼ 照度及び電圧降下計算書
- ㊽ 遮断容量計算書
- ㊾ その他仕様書にもとづくもの

(D) 仕様書及び設計書等

- ㊿ 仕様書作成
- ㋀ 積算数量書

- ㉓ 設計書(工事費算出まで)
- ㉔ 設計資料(見積書、代価表等)
- ㉕ ランニングコスト計算書
- ㉖ 建築、電気設備及び機械設備との調整
- ㉗ 省エネルギー計画書

(4-4) 機械設備工事

(A) 給排水、衛生設備

㉘ 付近見取図及び配置図	縮尺	分の1
㉙ 上水給水設備図(系統図を含む)	〃	〃
㉚ 井水給水設備図(系統図を含む)	〃	〃
㉛ 一般排水設備図(系統図を含む)	〃	〃
㉜ 汚水排水設備図(系統図を含む)	〃	〃
㉝ 通気管設備図(系統図を含む)	〃	〃
㉞ 衛生諸器具配置図(リストを含む)	〃	〃
㉟ 諸機械類配置図	〃	〃
㊱ 諸機器表	〃	〃
㊲ 消火設備図	〃	〃
(1) 屋内消火栓設備図	〃	〃
(2) 屋外消火栓設備図	〃	〃
(3) 特殊消火設備図	〃	〃
(ハロン、泡、炭酸ガス、消火器等)		
㊳ 給湯設備図(系統図を含む)	〃	〃
㊴ 太陽光発電設備(系統図を含む)	〃	〃
m し尿浄化槽設備図(単独式、合併式)	〃	〃
n 同上詳細図(単独式、合併式)	〃	〃
㊵ ガス設備図(都市ガス、LPガス)	〃	〃
p 特殊排水処理設備図(重金属等)	〃	〃
q 既設部分関係諸図	〃	〃

(B) 空気調和設備

a 付近見取図及び配置図	縮尺	分の1
b 既設設備図	〃	〃
㉞ 空気調整系統図	〃	〃
㉟ 空調機器表	〃	〃
e 中央機械類配置図	〃	〃
f 中央機械類詳細図	縮尺	分の1
g 給油、都市ガス配管図(系統図を含む)	〃	〃
h 都市ガス引込配管詳細図(減圧装置を含む)	〃	〃

① 各種給排水配管図(補給水、加湿、ブロー等)	〃	〃
① 風道設備図	〃	〃
㊦ 空調機器設備図	〃	〃
l 各空調機室詳細図	〃	〃
m 自動制御設備図(機器表、系統図を含む)	〃	〃
n 特殊空調設備図	〃	〃
(1)冷凍、冷蔵庫(室)等設備図	〃	〃
(2)恒温、恒湿空調設備図	〃	〃
(3)クリーンルーム設備図	〃	〃
(4)上記設備に伴う、各種配管、風道、		
(5)自動制御設備図	〃	〃
(C) 換気設備		
a 既設設備図	縮尺	分の1
㊦ 換気系統図	〃	〃
㊦ 換気機器表	〃	〃
d 中央機械類設備図	〃	〃
e 風道設備図	〃	〃
(D) 排煙設備		
a 既設設備図	縮尺	分の1
㊦ 排煙系統図	〃	〃
㊦ 排煙機器表	〃	〃
d 中央機械類設備図	〃	〃
e 風道設備図	〃	〃
(E) 計算書		
㊦ 計算書(各種)		
(F) 仕様書及び設計書等		
㊦ 仕様書作成		
㊦ 積算数量書		
㊦ 設計書(工事費算出まで)		
㊦ 設計資料(見積書、代価表等)		
㊦ ランニングコスト計算書		
㊦ 建築、電気設備及び機械設備との調整		
㊦ 省エネルギー計画書		

(4-5)昇降機設備工事

(A) 図面		
㊦ 昇降路平面図、詳細図	縮尺	分の1

- | | | |
|-------------------------|---|---|
| ⑥ 昇降路立面図、詳細図(縦断面図、横断面図) | 〃 | 〃 |
| ⑦ 機械室詳細図 | 〃 | 〃 |
| d 自動制御、各種信号回路設備図 | 〃 | 〃 |
- (B) 仕様書
- | | | |
|-------------------|--|--|
| ① 共通仕様書作成 | | |
| ② 基本仕様書作成 | | |
| ・乗場仕様 | | |
| ・カゴ室仕様 | | |
| ・運行モード機能、サービス機能仕様 | | |
| ・管理制御機能仕様 | | |
| ・身障者対策仕様 | | |
- (C) 計算書
- | | | |
|----------------|--|--|
| ① 設備容量計算書 | | |
| ② 輸送計算書 | | |
| ③ 主要機器、部材強度計算書 | | |
- (D) 設計書等
- | | | |
|------------------|--|--|
| ① 積算数量書 | | |
| ② 設計書(工事費算出まで) | | |
| ③ 設計資料(見積書、代価表等) | | |
| ④ 省エネルギー計画書 | | |

(4-6)解体工事(内部改修に伴うもの 部分解体のときは解体/残存の別を表示する)
(以下のうち、設計にかかる必要図面とする。)

- | | | |
|------------------|--|---------|
| (A) 既設外構 | | |
| a 外構一般図 | | 100 分の1 |
| (B) 既設建築物(工作物)意匠 | | |
| a 付近見取図 (意匠図に含む) | | 適宜 |
| b 配置図 (意匠図に含む) | | 250 分の1 |
| c 仕上表 | | |
| d 各階平面図 (意匠図に含む) | | 100 分の1 |
| e 立面図(2面) | | 〃 |
| f 断面図(1面) | | 〃 |
| (C) 既設建築物(工作物)構造 | | |
| a 基礎伏図 | | 100 分の1 |
| b 杭伏図 | | |
| c 各階伏図 | | |
| d 立面図(2面) | | 100 分の1 |
| e 断面図(1面) | | 100 分の1 |

適宜

- f 矩計図(数量積算に必要な図面)
- (D) 仕様書及び設計書等
 - a 仕様書作成
 - b 積算数量拾い書
 - c 設計書(工事費算出まで)
 - d 設計資料(見積書、代価表等)
 - e 現況調査写真(外構、外部、内部、主要設備)

(E)その他

- a 委託者及び関係部署と協議し設計をおこなうこと
- b 各図面は必要に応じてまとめてもよいが、必ず協議を行うこと
- c 配置計画が確定後に担当職員と協議後に地盤調査を行うこと
- d 地盤調査の結果に応じて、地盤改良も検討し設計すること
- e 設計業務に先立ち業務計画書を提出すること。なお、計画工程が変わる場合は随時工程表の提出を行うこと
- f 上水、下水、雨水、電気等の敷地内及び周囲の状況確認を行うこと
- g 現況調査写真と調査結果報告書を作成すること
- h 図面を含む図書の作成種別は、基本計画に対して不必要と判断されるものであり尚且つ協議により決定したものは作成しなくてもよい

(5)製図用紙等

- a.製図用紙 PPC 用紙
- b.寸 法 : メートル法による
- c.設 計 書 : A4版設計用紙横長
 - ・大分県使用のものと同様式とする
 - ・文字種は「明朝体」とする
 - ・ヘッダー右上にシート名及びページ数を記載する
 - ・フッターの中心に「豊後高田市」と記載する
 - ・建築、電気設備、機械設備とも作成方法を統一すること
 - ・CD-Rは表計算ソフト(EXCEL2013)によって作成したものを入力する
 - ・工事は一括では発注しないものとして設計書を作成すること
- d.設 計 資 料
 - ・電子データによる提出とする
 - ・見積は特殊なものを除き、必ず三社比較とすること
- e.構造計算書 : A4判

(6)成果品の提出部数

- a.設計図書一式
- b. 図 面
 - ・製本 A1判 2部

・白焼 A1判	1部
・チェック用開き A3版	3部
・(CADデータ	1部
c.設計書(指定様式)	2部 (EXCELファイル) 1部
d.構造計算書(原稿)	1部
(写し)	1部
(PDFファイルのディスク)	1部
e.設計資料	1部
(PDFファイルにディスク)	1部

※特記事項

- ・上記の電子データは、CD又はDVDにより提出すること。
- ・CADデータはJWW形式を基本とする。それ以外の形式で提出する場合は、Jw-cadでデータが開けるファイル形式(DXF、SFC等)とし、かつJw-cadでデータを開いた際に、元の図面と比べて文字や線種、縮尺などに誤りや大きさ、位置のずれ等がないことを確認し、生じている場合には修正してから提出すること。
- ・設計者は、今設計に関するすべての媒体(CD等の外部媒体を含む)において、ウイルス対策等のセキュリティに万全を期すること。また、設計者は責任を持ち、情報流出の防止に努めること。

7. 関連事項

(1)以下の書類を成果品と併せて提出すること。

- 建築工事設計業務委託審査要領による報告書
- 設備設計チェックリスト
- 建築工事積算チェックリスト

(2)打合せを行なったときは速やかに打合せ記録書を提出すること。

(3)工事の際の変更・訂正については、発注者の責によるもの以外は設計図書の変更・訂正を行なうこと。

8. 官公署への申請等

以下の書類作成及び申請・届出等を行うこと。なお、申請に必要な図面の複写製本代金及び手数料は設計者の負担とする。なお申請手数料等は別途支払いを行う。

- (1)建築基準法第6条等、建設に伴う申請。
- (2)確認申請、除却届その他関連許可申請書の作成及び申請を含む。
- (3)省エネ基準適合審査に伴う、届出書及び計画書の作成。
- (4)上記、申請手数料とは確認申請手数料、省エネ基準適合審査手数料等を示す。

9. その他

(1)先に発注を行っている宅地造成設計業務を受託した事業者((株)キョウワ)と連絡、調整を密に図り本設計業務を遂行すること。

(2)設計書作成については、協議の上、決定していくものとする。

(3)成果品はひとまとめにして、写真撮影を行い提出すること。